

令和5年度第3回定時理事会議論内容

1 日 時

令和6年3月14日（木） 午前10時00分から午前11時00分まで

2 場 所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 出席者

理事：関口徹夫（代表理事・議長）、川上吉晴、栗山丈弘、剣持庸一、玉置善己

監事：菱山園子、村上哲弥

(2) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、玉井事業担当係長、師岡ふるさと村担当係長、窪田管理担当係長、関口総務担当係長、永瀬総務担当主任

4 議論内容

関口代表理事（以下「関口議長」という。）の求めに応じて、議事に入る前に、首藤事務局長兼総務課長（以下「首藤事務局長」という。）より、昨年12月19日に開催された評議員会の概要について次のように説明があった。

首藤事務局長 前回の理事会以降、昨年12月19日に開催された評議員会での質問や意見と、当財団の対応等について、概要を紹介する。全体で16点ほど、質問や意見をいただいている。

初めに、上半期の事業報告および財務諸表等について、8点程度質問があった。

1つとして、以前に小平市が実施した、小平市民文化会館の劣化診断の結果を踏まえた、工事の実施計画はあるのか、との質問があった。第1次経営計画の中でも施設の高品質な維持管理や適切な修繕を運営方針の1つの柱としているので、他のホールの事例等を研究し、小平市との情報共有を続けながら、将来の中長期的な計画の策定に備えていくことが重要であるとの認識をお答えしている。

2つとして、防犯カメラの設置修繕に関連して、以前に小平市民文化会館内で発生した盗難事故をきっかけに行われたのか、また、今後さらに防犯カメラの増設を予定している箇所はあるか、との質問があった。盗難事故を受けて設置したものであること、現時点では他に新たに設置する予定はないことをお答えしている。

3つとして、小平市民文化会館で行う修繕で、バリアフリー化を目的として行われたものがあるか、との質問があった。上半期に修繕実績はないが、下半期に階段への手すり設置修繕を検討していることをお伝えした。

4つとして、経常収益の施設管理収入と会費収入が前年度と比べて減少しているように見えるが、年間では例年通りとなる見込みなのか、との質問があった。決算時には例年並みの収益となることを見込んでいるが、会費については30周年記念事業の影響のためか入会者が多いように感じているため注視したいとお答えしている。

5つとして、財団で行う契約において市内業者を積極的に利用している事例を教えてください、との質問があった。当財団では、特に消耗品の調達については市内業者がレスポンスがよく、取引が多いことをお答えしている。

6つとして、光熱水料費の執行率が低いのはなぜか、との質問があった。令和5年度の予算策定時は、まだ光熱水料費の高騰が続いている状況であり、ある程度高騰が続くことを見込んで予算を策定したが、結果として当初見込んでいたほど高騰が続かず、多く予算を見込んでいた分、執行率は低くなったことをお答えしている。

7つとして、市民名画座のチケット販売率が低い理由について、質問があった。市民名画座は、財団がホール使用料を負担し、共催相手が公演費用を負担する共催公演という形式で実施しており、チケットの売上に対しての販売手数料が財団の収入となること、また、映画上映という催しの特性として、見やすさの問題から1階席のみの販売となるため販売率が低くなることを説明した。

8つとして、以前と比べて映画のチケット単価が上がったのではないかと、との質問があった。以前行っていた古いフィルム映画を上映する事業とは別の事業であるため、チケット単価が違うことをご説明した。

次に、来年度の事業計画（案）に関する質問を7点いただいている。

1つとして、若い世代や統計から集客が難しいと思われる客層に対して、何か対策を行っているか、との質問があった。令和6年度の事業では、10代から30代の若い層の来館を促すため、吹奏楽コンサートや楽器クリニック、休日開催のランチタイムコンサートなどを企画していることをお答えしている。

2つとして、中学演劇祭のような集客の薄い層への対策で行っていることはないかと、との質問があった。新たな試みとして中学演劇祭に取り組むほか、小学校への出前コンサートの実施校を7校から9校に増やしていくことをお答えしている。

3つとして、小平ふるさと村の水車を活用した事業はあるか、という質問があった。「麦まき日待ち秋のまつり」を開催していること、また、小学校などの見学の際には水車の紹介を行っていることをお答えしている。

4つとして、市民から実施してほしい事業の要望はないかと、との質問があった。来場者や来園者に対してアンケートを行っているほか、来場者のお見送りの際に直接希望を伺う機会があることをお答えしている。

5つとして、小平ふるさと村で音楽的な催しをさらに増やす考えはないかと、との質問があった。5月のゴールデンウィーク企画や古民家コンサート、春を楽しむ日を企画していることをお答えしている。

6つとして、事業計画に表れない財団の取組みがあるかと、との質問があった。事業計画に表れない取組みとして、中学校の部活動の地域連携の検討委員会への参加、動画配信、催し物のPR動画の拡散などを行っていることをお答えしている。

7つとして、令和5年度は30周年のイベントの年であったが、来年度は予算規模の縮小、集客や収益の減少などの影響が考えられるのか、との質問があった。こちらについては、入場者数の見込みに大きな差はないと思われるが、30周年事業を行った令和5年度に比べると、収入と支出ともに規模としては小さくなり、堅実な事業実施となる見込みであることをお答えしている。

続いて、当財団が新たに設ける電子取引データの訂正及び削除の防止に関する規程の制定について、1点質問があった。

規程の制定により、財団の業務上どのようなことが考えられるのかという質問に対し、インターネットを通じてやり取りした見積書や請求書などについて、従来は紙に印刷して保存していたが、今後は改ざん防止策を講じた上で、電子データは電子データのまま保存しなければならないことをお答えしている。

以上が、前回の理事会以降に行われた、評議員会の概要及び当財団の対応等である。

報告は以上である。

事務局からの報告後、特に質問はなかった。

- (1) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度事業計画について」及び第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」

関口議長が第1号議案と第2号議案は相互に関連があるため一括して議題とすることの了承を求めたところ異議はなく、関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

新井事業課長 第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度事業計画についてご説明する。昨年12月の理事会及び評議員会において、計画案の概要について説明し、決定及び承認をいただいているので、本日は、昨年12月以降に調整や交渉などを進めた結果、変更などのあったものについてご説明する。

はじめに、第1号議案資料1ページの「令和6年度小平市文化振興財団事業計画」をご覧ください。計画の全体としては、当財団の理念である定款に規定する目的を達成するため、公益財団法人小平市文化振興財団第1次経営計画において、文化芸術を誰もが共有し、担い手を育て、まちへの愛着を持ちながら更に発展するよう、「～親しみ 支え 育み つながる～」をキャッチフレーズとして掲げ、運営方針に基づき、事業計画を立案している。

次に、2ページのA3版横長の「令和6年度小平市民文化会館自主事業分類別・月別計画表」をご覧ください。計画表中の橙色で塗られている5つの事業が、昨年12月の理事会でご説明した以降に、新たに令和6年度自主事業計画に加えた事業である。

表の一番左側の列の鑑賞系事業では、11月23日（土・祝）に、宝くじの社会貢献広報事業として、一般財団法人自治総合センターが公演委託料等を負担し、当財団が良質な公演を低廉なチケット価格で提供できる宝くじ文化公演の、由紀さおりと市川由紀乃のコンサートを、2月15日（土）には、沖縄出身の歌手、夏川りみのコンサートを、3月8日（土）には、よしもとお笑いライブを新たに計画している。

表の左から2列目の啓発系事業では、9月26日（木）に、都響プレミアムコンサートを計画している。この事業は、公益財団法人東京都交響楽団と当財団が共催で、地域のみなさまに幅広くクラシック音楽文化を振興することを目的として、東京都交響楽団のオーケストラを招いて開催するクラシックコンサートである。

表の右から2列目の郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業では、1月25日（土）に、ガスミュージアム出前コンサートを計画している。この事業は、東京ガスが市内で運

営している博物館であるガスミュージアムで、本年度当財団として初めて実施したコンサートで、令和6年度も継続して計画をしている。

令和6年度については、鑑賞系事業26事業、啓発系事業14事業、育成系・支援系事業10事業、歴史文化・地域振興事業6事業、小平市からの受託事業及び施設の管理運営事業4事業の合計60事業の自主事業を計画している。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、第1次経営計画に掲げる運営方針に基づき、引き続き関係団体等と調整を図りたい。

以上が令和6年度の小平市民文化会館の自主事業計画である。

次に、小平市民文化会館の施設管理について説明する。

第1号議案資料4ページの、令和6年度小平市予算による設備工事、備品購入をご覧いただきたい。小平市民文化会館については、令和6年度は小平市の予算による設備工事の予定はなく、また、備品購入は1階事務室空調機、スポットライトソースフォーを予定していると伺っている。

次に、5ページの令和6年度小平市民文化会館修繕の概要をご覧いただきたい。小平市文化振興財団の予算で行う主な予定修繕は、第一受変電設備コンデンサー盤改修修繕、ヒートポンプチラー圧縮機交換、大ホール客席椅子張替修繕、照明器具LED化修繕など、合計11件を予定している。

また、来館者のご意見を伺う方法として、自主事業では公演ごとにアンケートを行うほか、小平市文化振興財団主催・共催公演を鑑賞して、企画内容や当日の運営への意見・感想をレポートとして提出していただく、ルネ鑑賞モニターを募集する。いただいたご意見などは、今後の小平市民文化会館の企画運営の参考にする。

そのほか、練習室やホールなどの施設を借りて利用するお客様にも、施設利用に関するアンケートによって施設の使い勝手や、職員の対応などについてご意見をうかがい、より一層のサービス改善とお客様の満足度の向上に努めていく。

小平市民文化会館については以上である。

次に、小平ふるさと村について説明する。

第1号議案資料3ページの、令和6年度小平ふるさと村自主事業分類別・月別計画表をご覧いただきたい。小平ふるさと村については、昨年12月の理事会以降に、新たに令和6年度自主事業計画に加えた事業はない。

令和6年度については、郷土の歴史的文化の継承に関する事業31事業、地域の振興に関する事業11事業、合計42事業の自主事業を計画している。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、第1次経営計画に掲げる運営方針に基づき、引き続き関係団体等と調整を図りたい。

以上が令和6年度の小平ふるさと村の自主事業計画である。

次に、小平ふるさと村の施設管理について説明する。

小平ふるさと村では、令和6年度は小平市の予算による設備工事、備品購入や、大規模な工事の予定はないと伺っているが、引き続き日々の点検や、必要に応じて修繕等を行い、施設の適切な維持・管理に努めていく。

なお、関連する事項として、先月27日の今年一番の強風により、旧神山家住宅主屋の茅葺き屋根の頂上部分の一部が損傷した。翌28日に応急修繕を実施し、今後は景観に配慮した防水シ

ートへ張り替える予定である。来年度以降の対応については、市と調整を図っていく。

最後に、小平市民文化会館と同様に小平ふるさと村でもアンケートによって来園者のご意見を伺い、施設運営、事業運営の参考にさせていただく。

小平ふるさと村については、以上である。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度事業計画についての説明は、以上である。

首藤事務局長 続いて、第2号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについての説明をする。

第2号議案には、1ページ、2ページに収支予算書を、3ページ、4ページには会計別に区分した予算の内訳表を示している。

初めに、3ページの収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表に沿って、来年度の予算を説明する。まず、科目欄Ⅰの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)の経常収益であるが、①基本財産運用益は、当財団の基本財産を地方債で運用している収益であり、150万円の収益を法人会計に計上している。③の事業収益は、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料収入3,744万2,615円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入38万8,000円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の事業受託収入は、市から受託して実施する成人式のアトラクションの経費収入として47万2,000円を公益目的事業会計に計上している。

施設管理収入は、小平市民文化会館と小平ふるさと村の指定管理料収入である。内訳は、財団職員の人件費、会館等の清掃、警備、受付業務や市民文化会館の舞台の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費で、施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である25%にあたる9,110万1,125円を収益事業等会計の他1に計上し、残りを公益目的事業会計に、4億4,592万7,385円、法人会計に314万6,490円を計上している。会費収入は、ルネこだいら友の会の会費収入であり、620万円を公益目的事業会計に計上している。広告収入は、ルネこだいらの情報紙の広告の収入であり、90万円を公益目的事業会計に計上している。

次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人件費相当額として、当財団の総務課職員人件費の5%にあたる161万円を市の補助金から充当するものとして、法人会計に計上している。

また、受取民間助成金等は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入として、253万3,000円を公益目的事業会計に計上している。⑦の雑収益は、共催事業に係るチケット販売手数料の収入や小平ふるさと村の事業参加費収入などであり、293万5,000円を公益目的事業会計に計上している。全体の経常収益合計額は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を合わせて、右欄の合計のとおり、5億9,447万5,615円となっている。

以上が、経常収益である。

次に、(2)経常費用である。初めに、①の事業費であるが、費目の合計である4億9,659万8,195円を公益目的事業会計の公1の文化芸術及び地域の振興の会計に計上している。収益事業等会計は、収1の受託チケット等の販売の会計に32万1,580円、他1の施設の公益目的外貸出の会計に9,110万1,125円を計上している。ここまでの経常費用の事業費の合計額は、右欄の合計のとおり、5億8,802万900円である。

次に、②の管理費は4ページ上段に示したとおり、645万4,715円を法人会計に計上している。

以上、①事業費と②管理費を合わせ、経常費用の合計額は、右欄の合計のとおり 5 億 9,447 万 5,615 円となっている。

以上が、経常費用である。

この結果、当期経常増減額は公益目的事業会計については 18 万 8,195 円のマイナスとなり、公益法人認定法で定める、公益目的事業は原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。

また、収益事業等会計の収 1 は 38 万 6,420 円となるが、管理費相当分を控除した 38 万 1,405 円を公益目的事業会計と法人会計に他会計振替額として振り替えている。次に、同会計の他 1 では、指定管理料の実費清算的な事業であるため、増減額はプラスマイナス 0 円となる。

また、法人会計については、マイナス 5,015 円となる。

法人全体の当期一般正味財産増減額は 0 円となり、令和 7 年 3 月 31 日の一般正味財産期末残高は 5,984 万 8,533 円、最下段の正味財産期末残高は 5 億 5,984 万 8,533 円を見込むものである。

それでは、最初のページの収支予算書（正味財産増減計算書）をご覧ください。こちらは、今、説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したもので、前年度の予算額と比較した内容になっている。

1 ページ中段に示したとおり、来年度の経常収益の合計は 5 億 9,447 万 5,615 円で、施設管理料収入である、市から当財団に支払われる指定管理料が増となった影響により、前年度の予算に比べ 956 万 6,615 円、約 1.64% の増となっている。

また、来年度の経常費用の合計は、2 ページ上段に示したとおり 5 億 9,447 万 5,615 円で、経常収益と連動し、主に当財団が支払う施設管理や舞台操作などの委託料に係る人件費の増加に対応するため、前年度予算に比べ 961 万 695 円、約 1.64% の増である。

財団の人員体制については、前年度と同様に 18 名とし、従事割合に応じて各会計の人件費に計上している。

最後に、6 ページの資金調達及び設備投資の見込みについてであるが、当財団においては、資金の借入や設備投資の予定はないため、「なし」としている。

以上が、令和 6 年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みに関する説明である。

令和 6 年度の事業計画及び収支予算等の説明は以上である。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

村上監事 中ホールの緞帳落下防止金具取り付け修繕について、昨年日野市の市民会館で人的被害はなかったが、緞帳の落下事故があった。当館の大ホールの状況はどうか、また日野市の事例では絞り緞帳が落下したということのようだが、当館にも絞り緞帳はあるのか。

新井事業課長 大ホールについては対応済みである。絞り緞帳については、当館にも備えており、バレエ公演の際などに使用されている。

栗山理事 ふるさと村の修繕について、旧神山家住宅の茅葺屋根の上の部分の応急修繕をしているということである。以前に神山家住宅の茅葺屋根は葺き替えをする頃合いではないかという質問をした際に、葺き替えのタイミングではあるが機能的にまだ問題がないので見守っているという説明があったと記憶している。今回、雨や風によって損傷し機能的な面でも大規模な修繕が必要

な段階になったと認識している。ただし、来年度予算のふるさと村の予算の中には市民文化会館にあるような緊急修繕予算が計上されていないので、次に台風や様々な要因で旧神山家住宅がまた損傷してしまうと、ふるさと村のメインの建物なので事業運営そのものが中止せざるを得なくなるのが考えられる。そういったことに対する備えや、何かあった際にどう対応していくのか。

新井事業課長 茅葺屋根の葺き替えについては、当財団としても今回の事象が起こる以前から研究をしているところである。2年前の時点で市とともに視察をしながら情報共有を図っている。具体的には、2年前には青梅市の旧吉野家住宅の葺き替え工事を見学し、予算規模等についても伺った。昨年8月には主に耐震補強工事ということであったが、市とともに三鷹市の大沢の里水車経営農家母屋を視察し、詳しい状況を伺った。同年12月に行われた市内の海岸寺山門の茅葺屋根葺き替え等の工事についても、市が工事に携わっているため情報共有をしている。

小平ふるさと村のそれぞれの古民家は移築復元した建物であるため、茅葺屋根の中にドレンチャーという消防設備が格納されており、それをどのように更新していくのかなど、視察した他施設のように元々そこにあった建物とは条件が違ってくるので、勉強を重ねている段階である。来年度以降も調査・研究を続けながら進めていく予定である。

栗山理事 研究とともに、予算をどうするのかということが大きな問題であると考えている。おそらく数千万円単位の予算が必要になってくるので、その点も含めて検討してほしい。

他に質疑はなく、関口議長が順に採決を行った。

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度事業計画について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

続いて第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

(2) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について」、第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について」及び第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について」

関口議長が第3号議案、第4号議案、第5号議案は相互に関連があるため一括して議題とするこの了承を求めたところ異議はなく、関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

首藤事務局長 第3号議案、第4号議案、第5号議案については、いずれも同一の目的のために改正を行おうとするものであるので、一括して説明する。

本案は、東京都並びに小平市において、パートナーシップ関係にある性的マイノリティの当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的として、職員の配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある者に関する休暇、休業、手当等の制度について、パートナーシップ関係の相手方も対象に含めるよう条例が改正されることを受け、当財団の関係する諸規程についても同様の改正を行うものである。

初めに、第3号議案、公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正に関する主な内容であるが、介護休業等に関する規定及び特別休暇の基準について、パートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正する。また、特別休暇の育児時間に係る生児について、生後1年3か月か

ら生後1年6か月に期間を拡大する。

次に、第4号議案、公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正に関する主な内容であるが、配偶者に係る規定について、パートナーシップ関係の相手が含まれるよう改正する。

最後に、第5号議案、公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正に関する主な内容であるが、扶養手当について、パートナーシップ関係の相手が含まれるよう改正する。

以上が、改正の主な説明である。

なお、施行期日については、本年4月1日からとする。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

剣持理事 当財団のセクシャルマイノリティへの配慮の取組みは、他の団体や自治体と比べて進んでいるのか、遅れているのか。また、どのような対応を目指しているのか。

首藤事務局長 冒頭で説明した通り、東京都並びに小平市がパートナーシップに関して条例改正を行ったため、当財団もそれに後れをとらないように同様の改正を行うものである。もっと先進的なところもあれば後進的なところもあるが、今回の改正については東京都や小平市といった身近な行政の改正に倣って対応しているということである。

他に質疑はなく、関口議長が順に採決を行った。

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

続いて第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

続いて第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

(3) 第6号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和5年度第3回評議員会の招集について」

関口議長からの求めに応じて、事務局から次のように説明があった。

首藤事務局長 第6号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和5年度第3回評議員会の招集について説明する。

本案は、定款第17条第1項の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その招集の決議を得るものである。当財団の定款第7条第1項では、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けることとされている。評議員会の案件としては、先ほど、理事のみなさまにご審議いただいた第1号議案の事業計画及び第2号議案の収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを議案としてお諮りする予定である。については、本年3月26日(火)午前10時から、当館において第3回評議員会を開催し、ご審議をお願いする予定である。以上である。

質疑はなく、関口議長が第6議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和5年度第3回評議員会の招集について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

(4) その他

事務局から、次のように報告があった。

首藤事務局長 ご報告したい事項が3件ある。本日机上に2枚の報告用資料を配付しているが、まず、報告資料の1をご覧ください。

まず1件目として、令和6年4月1日を施行期日として、要綱の改正を予定しているので、一括してその内容を説明する。今回改正する要綱は、公益財団法人小平市文化振興財団職員の介護休業及び介護時間に関する要綱、公益財団法人小平市文化振興財団職員の深夜勤務の制限に関する要綱、公益財団法人小平市文化振興財団嘱託職員に関する要綱、公益財団法人小平市文化振興財団臨時職員に関する要綱の4つである。

改正の目的は大きく分けて2点である。

1点目は、本日の議事の中でご審議いただいた規程の改正と同様に、嘱託職員、臨時職員も含めて、その配偶者に係る規定についてパートナーシップ関係の相手方が含まれるよう改正するものである。先ほど挙げた4つの要綱すべてに改正する規定がある。

2点目は、嘱託職員及び臨時職員への勤勉手当の支給に関する改正である。現在、小平市議会で開会中の市議会3月定例会において、「小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の議案が提出され、審議されているところである。主な改正内容は、会計年度任用職員への勤勉手当を支給できるよう必要な規定の追加、整備を行うものである。

当財団の嘱託職員及び臨時職員の制度は、小平市の会計年度任用職員の制度に準じて、嘱託職員に関する要綱及び臨時職員に関する要綱として細目を定めていることから、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の改正議案が、3月27日を最終日とする小平市議会3月定例会の本会議において可決された場合に、当該要綱について、市と同様の内容で改正を行うものである。

1件目についての説明は以上である。

続いて2件目は、特定費用準備資金についてである。報告資料の2をご覧ください。小平市民文化会館開館35周年記念事業積立資金は、昨年3月に開催した定時理事会において決議され、令和4年度から積み立てを開始している。初年度はそれまでに累積していた剰余金をまとめて解消するため、422万4,165円を積み立てた。今年度については、令和4年度決算時に生じた剰余金270万3,199円を積み立て、累計額は692万7,364円となっている。令和6年度以降の積立額は、現時点での予定額をお示ししている。今後、各年度の決算状況、事業や修繕等への支出の状況に応じて、適切な金額を積み立て、健全な財団運営を心掛ける。

続いて、資料はないが3件目として、理事の退任並びに事務局の人事異動についてご報告する。本日まで出席の川上理事が、令和6年度からの小平市の組織改編に伴い、本年3月31日をもって退任となる。川上理事は、小平市の文化スポーツ担当部長というお立場から、令和4年5月より約2年間に渡り、貴重なご意見、ご指導を賜った。

(川上理事あいさつ)

首藤事務局長 後任の理事については、評議員会において選任され次第、お知らせする。

次に事務局内部の人事異動について、先日市の人事異動の内示があり、本日出席の管理担当係長の窪田が、当財団への派遣を解かれ、市へ帰任することとなった。窪田係長は令和2年4月に当財団に派遣され、4年間管理担当係長として貸館や施設整備の業務に従事してきた。

(窪田係長あいさつ)

首藤事務局長 後任の職員については、改めて新年度の理事会でご報告させていただく。

報告は以上である。

剣持理事 特定費用準備資金について、積立限度額はどのように決定するのか。

首藤事務局長 積立限度額の1,000万円の内訳は、市民文化会館の開館35周年記念公演として、平年に比べて300万円程度予算を増額した公演を3本実施する想定で900万円と、それに関わる広告宣伝費や印刷費として100万円の支出見込みから設定している。法令上、特定費用準備資金の創設時には必ず積み立ての期間と限度額を設定することがルールとなっている。2年度積立額を計上してきて、年度ごとの収支が好調で黒字決算となっており、結果として当初の想定よりも順調に積み立てが進んでいる。今後、さらに順調に積み立てが進むとすると、例えば35周年記念事業の内容をよりグレードアップさせるべく、理事会に諮った上で限度額を引き上げるという方法や、他に新たな目的を作って特定費用準備資金の積み立てを増やしていくことも考えられる。

最後に、今後の理事会日程について次のような説明があった。

永瀬主任 次回の理事会の予定についてお知らせする。先日ご案内した令和6年度定時理事会の開催予定のとおり、令和6年度の第1回定時理事会を本年5月29日の午前10時から当館会場にて開催する。主な議題は、令和5年度の事業報告及び決算の承認を予定している。正式な案内は、事務局より改めてお知らせする。

午前11時、関口議長が閉会を宣言し、会議は終了した。